

放射性物質に関する扱い、「国際的」常識は以下の通りです。

放射性物質については、世界の常識として、移動しない 持ち運ばない、希釈はしない、焼却はしない、焼却すれば、飛灰、焼却灰、煙、下水、浸出水等に放射性物質が濃縮されて残る。放射性物質は、「封じ込め」「拡散させない」が原則です。国際原子力機関 IAEA の基本原則も、放射性物質は「集中管理」です。

以上のように、広域処理は、法的に違法であるだけでなく、「瓦礫」の広域処理は、国際的な常識放射能物質についての原則に反しているのです。

質問 8 以上の点に関する県・市の認識と「低線量被曝」についての、県・市の認識もお聞かせください

この協定の規定の順守のための甲及び乙の取り組み 第3条

甲及び乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理に関し、排出被災市町村並びに当該処理を行う秋田県内市町村、一部事務組合及び民間の廃棄物処理業者（民間業者にあっては秋田県災害廃棄物処理支援協議会が推薦する処理業者に限る）と、この協定の規定を順守する為に必要な調整に責任を持って取り組むこととする。

質問 9 秋田県と岩手県はそれぞれ県内市町村を代理して、廃棄物処理事業をあっせんする立場だということになりますが、廃棄物処理法上、このような形で県が関与することを規定した条項はありません。秋田県岩手県がこのようなあっせん事業に乗り出す為の根拠法はありません。根拠法のない事務は違法行為であるとの原則に立って、本協定は廃棄されねばならないと考えますが、お答えください。

質問 10 現在の都道府県は、一般普通地方公共団体と同様の権限しかない。さらにそこに所属する住民がいないことを考えても、このような協定を結んで、市町村に影響を及ぼそうというのは越権行為であり、「広域処理」に根拠法がないのに加えて違法行為であると思いますが、県、市の考え方をお聞かせください。市より県の方が権限があるとの認識ですか。お答えください。

質問 11 秋田県災害廃棄物処理支援協議会は、いつ、何の目的を持って作られたのかまた、「この会が推薦する処理業者に限る」と、制限をしている理由をお答えください。

質問 12 秋田県産業物協会には100以上の企業が参加しているといわれているが推薦される処理業者とは、これらの処理業者のことか、秋田市、横手市及び由利本荘市にはどれだけの業者があるか、お答えください。

2. 甲及び乙は、この協定の規定を順守することで生ずる不測の事態に対して国に支援を要請する等責任を持った取り組みを行うものとする。

質問 13 不測の事態とは、どのような事態を想定していますか。お答えください。